

## うらそえ特産品等振興事業運営業務公募型プロポーザル実施要領

本業務は次年度の当初予算成立及び沖縄振興特別推進市町村交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、本業務に係る当初予算の否決又は国からの交付決定がなされない場合は、契約を行いません。また、企画提案書等の作成、提出及びプロポーザル参加等に要する一切の費用はプロポーザル参加者の負担となる点についてあらかじめご了承ください。

### 1 趣旨

この要領は、うらそえ特産品等振興事業運営業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

- (1) 業務の名称  
うらそえ特産品等振興事業運営業務
- (2) 業務の内容  
別紙「業務説明書」のとおり
- (3) 履行（実施）期間  
契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで  
※ 本業務は令和 13 年度まで実施を予定しているため、当初契約の業績並びに予算の状況を踏まえ、令和 8 年度以降、継続して契約する場合がある。ただし、事業年度毎に契約を締結することとする。
- (4) 見積限度額  
10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に挙げる事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 業務運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (4) 営業実績が 1 年以上あること。
- (5) 経営及び信用の状況が良好であり、本業務を確実に遂行できること。
- (6) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。  
※ 国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）に滞納がないことを証明する書類を提出すること。地方税（都道府県税及び市町村税）については、本社所在地に係るものに限ります。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

(9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 各構成員が参加資格要件(1)から(9)の全てに該当すること。
- ② 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

#### 4 関係資料の配布

(1) 関係資料の内容

- ① 業務説明書
- ② 企画提案書作成要領
- ③ 【様式第1号】プロポーザル参加申込書兼誓約書
- ④ 【様式第2号】会社概要書
- ⑤ 【様式第3号】業務実績書
- ⑥ 【様式第4号】共同企業体協定書
- ⑦ 【様式第5号】質問書
- ⑧ 企画提案書

※ 別紙「企画提案書作成要領」参照のうえ作成すること。

(2) 関係資料の配布期間

令和8年3月3日(火)から令和8年3月24日(火)

(3) 関係資料の配布場所

浦添市役所 5階 産業振興課

※ 浦添市の公式ホームページからもダウンロードできます。

#### 5 プロポーザル参加申込書等の提出及び参加資格の審査について

(1) 提出書類

- ① 【様式第1号】プロポーザル参加申込書兼誓約書 / 1部
- ② 定款又はそれに代わるもの(会社の概要パンフレット等) / 1部
- ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) / 1部
- ④ 国税、地方税を滞納していないことを証明する書類 / 各1部
- ⑤ 【様式第2号】会社概要書 / 6部
- ⑥ 【様式第3号】業務実績書 / 6部
- ⑦ 企画提案書 / 6部
- ⑧ 費用見積書(1部は原本とし、残りは写し可。) / 6部
- ⑨ 【様式第4号】共同企業体協定書 / 1部

※ 提案者は、業務説明書の内容を踏まえ、企画提案を行うこと。なお、後続する令和9年度以降の業務について企画提案を行うことを妨げない。ただし、令和9年度以降の業務については本業務に係る予算成立を前提としているため、契約を保証するものではありません。また、予算の範囲内で必要に応じて事業期間及び事業内容を見直す場合がある。

※ ③～④は3カ月以内に発行されたものとし、写し可。

※ ②～④は共同企業体の場合は全ての構成員について提出すること。

※ ⑨は、共同企業体の場合に限る。

※ ⑧について複数年度の企画提案を行う場合は、年度毎にそれぞれ分けて提出すること。(次年度以降における単年度あたりの見積限度額は本要領の2の(4)と同様とする。)

※ ⑤～⑧については、各書類1部単位でA4フラットファイル1冊に編纂し、ファイル表紙に「うらそえ特産品等振興事業運営業務企画提案書」、「応募者名」を記載し合計6冊を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月24日(火) 17時00分必着。

※ 受付時間：平日8時30分～17時00分(12時～13時を除く)

- (3) 提出方法  
持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出も可能。  
※ その場合も、提出期限は3月24日（火）17時00分必着とする。
- (4) 参加資格の確認  
（1）で提出していただいた書類を基に本公募に係る参加資格の確認を行う。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知する。
- (5) 書類選考の実施について  
提案者が4者以上あった場合、審査委員会において事前審査(書類選考)を実施し、本プロポーザルへの参加者を選定する。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) プレゼンテーション日時（予定）  
令和8年3月30日（月）または3月31日（火）  
9時00分～17時15分のうち30分程度  
（日時については応募者へ個別で通知する。）
- (2) プレゼンテーション場所(予定)  
浦添市役所 会議室
- (3) プレゼンテーションの方法  
企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の内容変更や、企画提案書と異なる内容、当日の追加資料の配布を用いるなど、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。また、原則としてプレゼンテーションではデモ映像等の動画を用いた説明は不可とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りではない。  
設定時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分程度とする。

## 7 質問及び回答

- (1) 質問の受付期間  
令和8年3月3日（水）から令和8年3月12日（木）まで
- (2) 質問方法  
（1）の期間内に質問書【様式第5号】に質問内容を記入し、電子メールにて提出すること。  
なお、件名は「うらそえ特産品等振興事業に関する質問」とする。  
※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答  
令和8年3月18日（水）までに、質問および回答をホームページにて公表する。なお、質問の回答は、本要領、説明書等の追加又は修正とみなす。

## 8 選定方法

出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を本要領に記載の別表「企画提案書及びプレゼンテーション審査項目」に掲げる審査項目により、うらそえ特産品等振興事業運営業務受託候補者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。

## 9 契約相手方の決定

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容、価格点を総合的に評価し、事務局で設定する有効基準点以上の評価を得た者のうち、随意契約の相手方となる優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を特定する。最高点の者が複数者いる場合は、審査委員会における合議により優先交渉権者を特定する。
- (2) 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- (3) (2)の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きを行う。交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行う。

- (4) 契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。
- (5) 審査結果は、提案者全員に審査結果通知書を発送する。優先交渉権者、次点交渉権者については、名称を浦添市公式ホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

## 10 留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (3) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、書面で浦添市産業振興課に届け出ること。(様式は任意)
- (6) 本業務委託の仕様及び実施条件については、別紙の説明書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

## 11 失格事項

参加表明書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

- (1) 提出書類の期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 一つの事業者が複数応募したとき。
- (3) 作成様式(書式)及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者、不備があった者。
- (5) 見積内容が曖昧な者。
- (6) 審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者
- (7) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

## 12 本業務の受託候補者の選定に係るスケジュール(予定)

- (1) 実施要領等の交付期間  
令和8年3月3日(火)から令和8年3月24日(火)まで
- (2) 質問受付期間  
令和8年3月3日(火)から令和8年3月12日(木)まで
- (3) 参加申請及び企画提案書の提出期限  
令和8年3月24日(火)
- (4) プレゼンテーション及び審査会の実施(予定)  
令和8年3月30日(月)または3月31日(火)
- (5) 選定結果の通知  
令和8年4月上旬

## 担当部署

浦添市 市民部 経済文化局 産業振興課(浦添市役所5階)  
電話(直通) 098-876-1299  
E-mail: [sangyo@city.urasoe.lg.jp](mailto:sangyo@city.urasoe.lg.jp)

別表「企画提案書及びプレゼンテーション審査項目」

審査項目	審査の視点
(1) 受託実績	①経験や業務実績(申請事業所および担当者)
(2) 地域貢献	①市内に本社もしくは支店または営業所の有無
(3) 実施体制	①業務遂行に十分な人員、実績を有する責任者の配置、組織体制となっているか
(4) スケジュール	①業務スケジュールにおける能率性、遂行能力の有無
(5) 育成支援業務	①セミナー等の開催内容
(6) 開発支援業務	①商品開発に係る専門家の伴走型支援の内容 ②店舗および展示会等、モニター調査を活用したテストマーケティングの実施内容
(7) 販路開拓支援業務	①販路開拓に係る専門家の伴走型支援の内容 ②個別商談会および展示会等における県内外のバイヤー等とのマッチングにおける実施内容
(8) 新商品等 PR 業務	①新商品等 PR に係る支援の内容 ②市産品認証制度の運営体制、認証までのスキーム、採点およびレビューを行う内容
(9) 追跡調査業務	①過年度業務において開発された商品について、売上等に関するヒアリング調査等の能率性、実施内容
(10) 補助金交付および確定に関する業務	①補助金交付および確定業務の補助を行う際の運営体制、スキーム、発生する問題等への対応を含む実施内容
(11) 業務分析	①本業務を実施したことによる事業効果（成果や課題、今後の展開や戦略等）を分析するため能率性のある実施内容
(12) 独自企画	①独自企画の内容